

日立市監査告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月23日

日立市監査委員 橋本 仁一

同 飛田 謙一

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 監査の種別 公の施設の指定管理者監査
- (2) 団体名 社会福祉法人 ひたち育成会
- (3) 施設名 日立市大みか福祉作業所
日立市桐木田福祉作業所
日立市滑川福祉作業所
日立市十王福祉作業所
日立市金沢葬祭場

2 監査の着眼点

- (1) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務における主な着眼点
 - ア 対象団体
 - (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (イ) 出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。
 - イ 所管課
 - (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - (イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和6年4月1日から令和7年10月31日まで
- (2) 実施期間 令和7年11月5日から令和7年12月25日まで
- (3) 実施方法 関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

4 監査の結果

監査の結果、賃金及び旅費の支給誤りについて指導事項があったが、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該団体において必要な処理を行った。

以上